

条例案の概要

1 条例の名称

熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

2 制定の必要性

平成22年3月23日下益城郡城南町及び鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入することに伴い熊本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区について、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第21条第1項の規定により、特例を定める必要がある。

3 内容

- (1) 平成22年3月23日の熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴い当該区域に係る熊本県議会議員の選挙区について、市町村の合併の特例等に関する法律の規定により、当該合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする特例を定める。
- (2) この条例は、平成22年3月23日から施行する。